

令和6年 第1回(1月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和6年 第1回(1月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

令和6年第1回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 1月29日(月曜日)

会 期 1日間

閉 会 1月29日(月曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
1	29	月	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

令和6年第1回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和6年1月29日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第1号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第2号 財産の処分について
- 第7, 議案第3号 令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
1	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
2	財産の処分について	総務建設 常任委員会
3	令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算 特別委員会

令和6年 第1回 臨時会 会議録

招集日時 令和6年1月29日 午前10時

招集場所 篠栗町役場議場

招集日の出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長補佐	縄田由美子
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議会事務局長（水江 靖浩） ここで、1月1日に発生いたしました能登半島の地震において尊い命をなくされた方々の御冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために黙祷をささげたいと思います。

それでは、黙祷をよろしくお願いいたします。黙祷。

（黙祷）

○議会事務局長（水江 靖浩） お直りください。ありがとうございます。

ご着席ください。

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では有隅こども育成課長が入院のため欠席いたしておりますが、縄田こども育成課課長補佐が代理にて出席をしております。

ただいまから、令和6年第1回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程はタブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において、2番、浦野雅幸議員、3番、吉本文枝議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1月29日の1日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第1号から第3号までの3議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和6年第1回臨時会を招集いたしましたところ公私とも御多忙の中に御出席賜り誠にありがとうございました。本臨時会に提案しております議案第1号から議案第3号までの3議案について説明をいたします。

議案第1号は「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、戸籍謄本等の広域交付等の事務が新たに追加されることに伴い、それらの事務の内容及び手数料の額を新たに定めるものでございます。

議案第2号は「財産の処分について」であります。

本議案は、水源涵養林の荒廃や乱開発を防止して森林の育成を行うという購入時の目的を達成したため、大分県日田市上津江町に有する町営林を処分するものであります。この度、一般競争入札を行い、町営林の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。所在地は、大分県日田市上津江町上野田字保慶山1986番地1外15筆、面積は、83万7,551平方メートル、売却額は、4,377万円、売却方法は、一般競争入札、売却の相手方は、株式会社トライウッド 代表取締役 相垣昭二郎であります。

議案第3号は「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町一般会計予算の繰越明許費について、庁舎耐震関連改修工事設計業務委託1,818万2,000円、北勢門小学校屋内運動場耐震補強再検討業務委託515万6,000円を設定するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。慎重審議方よろしく願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明について大綱質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。質疑を終結し次に移ります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、タブレット掲載の議案付託表のとおり、所管の委員会に常任委員

会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第3号の補正予算につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については申合せにより、委員長は6番、横山和輝議員、副委員長は9番、栗須信治議員です。

最後に、報告事項について予算審査後、全員で報告を受けたいと思います。

それでは、この後引き続き、総務建設・文教厚生常任委員会を行います。その後に予算特別委員会を行います。

では、本会議を暫時休止いたします。

休止 午前10時08分

再開 午後12時10分

○議長(荒牧 泰範) はい、おそろいですので本会議を再開いたします。

日程に従い採決を行います。

日程第5、議案第1号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第1号、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、戸籍法の一部改正の規定を踏まえ、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、戸籍謄本等の広域交付、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行、届出等情報内容証明書の交付等の事務を新たに定めるものであります。

戸籍謄本等の広域交付については、自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の全国の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となるものであ

ります。

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行については、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子書証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を本籍地の市区町村以外の全国の市区町村の窓口でも可能とするものであります。

届書等情報内容証明書の交付等については、届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付請求が可能となるもの、また届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が届書等受理地と本籍地の市区町村が可能となるものです。

手数料料金につきましては戸籍謄本等の交付手数料の改定はありません。戸籍電子証明書提供用識別符号の発行400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行700円とするものであります。また、役場窓口交付において、戸籍（除籍）謄本等の証明書の請求と同時に同じ内容の電子証明書の請求があった場合において、電子証明書提供用識別符号の発行手数料は徴収せず、戸籍謄本等の交付手数料のみ徴収することになります。

この条例については、令和6年3月1日から施行します。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。役場窓口だけの取扱いになるのか、コンビニ等ではできないのかという質疑がございました。窓口だけの対応ですという回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。よって、議案第1号は委員長報

告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号「財産の処分について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第2号「財産の処分について」

本議案は、水源涵養林の荒廃や乱開発を防止して森林の育成を行うという購入時の目的を達成したため、大分県日田市上津江町に有する町営林を売却に当たり、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において質疑がありましたので御説明いたします。まず、立木の鑑定評価した時期と売却の公告の時期に約2年間の期間が開いていますが、この間に立木の市場価値が高騰している認識であるが予定価格に影響がないのかという質問がありまして、それに対し、鑑定評価と公告の期間が開いている件については、日田市の市場価値の資料とあわせて、令和5年1月の時期では鑑定時期との評価に微減ではあるが影響ないとの判断であるとの回答がございました。

また次に、なぜ令和5年になって土地の地目を山林から価値の下がる保安林に設定したのかという質問があり、それに対し、公告前に保安林に設定したことについては本来であれば水源涵養としての保安林の設定をしておくべきだったところ、この時期になってしまったとの回答がございました。

そして最後に、議会に提供された資料と今回の鑑定評価の資料において立木の立米数が異なっているのはなぜかという質問ございまして、それに対して、過去、議会に提出された資料と今回鑑定の資料の差については、過去の資料について森林簿をもとに作成したものであるため差異が生じているとのことございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

討論がないようですので終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 賛成多数と認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

日程第7、議案第3号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第3号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」

本議案は、篠栗町一般会計予算に繰越しの事業が発生するため、繰越明許費の設定をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

町長発言することございますか。

○町長（三浦 正） ございません。

○議長（荒牧 泰範） はい、それでは本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年第1回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後12時10分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

浦野 雅幸

篠栗町議会議員

吉本 文枝
